

村上地域まちづくり協議会地域づくり支援事業補助金交付要綱

平成24年3月18日制定

(趣旨)

第1条 この要綱は、村上地域まちづくり協議会（以下「協議会」という。）で定めた地域のまちづくりの理念及び将来像の実現のために、村上地域の町内が行う地域づくり支援事業に要する経費について、協議会が助成する補助金の交付に関して必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この要綱において「補助金」とは、協議会の予算の範囲内において交付する補助金をいう。

2 この要綱において「地域づくり支援事業」とは、別表の対象事業欄に掲げる事業をいう。

(事業内容、対象経費及び要件等)

第3条 この要綱において、事業内容、対象経費と要件、補助期間及び補助金の限度額は、別表に定めるところによる。

(補助事業の申請)

第4条 町内の区長は、この要綱に基づく補助事業に着手しようとするときは、会長の定める期日までに、地域づくり支援事業計画申請書(様式第1号)を提出するものとする。

2 会長は、前項の計画申請書を審査し、適正と認めたときは、地域づくり支援事業計画承認書(様式第2号)により通知するものとする。

(実績の報告)

第5条 区長は、事業が完了したときは、速やかに地域づくり支援事業実績報告書(様式第3号。以下「実績報告書」という。)に会長が定める書類を添えて、これを会長に提出しなければならない。

(補助金額の確定)

第6条 会長は、実績報告書の提出があった場合において、当該書類審査及び必要に応じて行う現地調査により、事業の成果が補助金の交付決定の内容及びこれに付した条件に適合すると認めるときは、速やかに補助金額を確定し、地域づくり支援事業補助金交付決定通知書(様式第4号)により通知するものとする。

(補助金の交付)

第7条 補助金は、前条の規定による補助金の額の確定後に交付する。

2 区長は、補助金の交付を受けようとするときは、補助金請求書(様式第5号)を会長に提出しなければならない。

(補助金の返還等)

第8条 会長は、区長が次のいずれかに該当したと認めたときは、その者に対し、補助金の交付の決定を取り消し、交付すべき補助金を交付せず、又は既に交付した補助金の全部若しくは一部を期限を定めて返還させることができる。

(1) この要綱の規定に違反したとき。

(2) 偽りその他不正の手段により、補助金の交付の決定を受け、又は補助金の交付を受けたとき。

(3) 補助金を当該補助金の目的以外に使用したとき。

(委任)

第9条 この要綱に定めるもののほか、補助金の交付に関して必要な事項は、別に定める。

附 則

この要綱は、平成24年3月18日から施行する。

附 則

この要綱は、平成25年4月13日から施行する。

附 則

この要綱は、平成27年4月4日から施行する。

附 則

この要綱は、平成29年4月8日から施行する。

附 則

この要綱は、平成31年4月13日から施行する。

附 則

この要綱は、令和4年4月25日から施行する。

別表(第2条、第3条関係)

対象事業	事業内容	対象経費と要件	補助金の 限度額
1 交流支援事業	町内又は複数町内で行う世代間交流やコミュニティの創出促進事業	活動費(主にイベント)。町内の経常的運営に係る経費は除く。1町内2事業に限る。	1事業1万円
2 伝統行事支援事業	伝統行事の受け入れ事業	活動整備費。参加受入は中学生以下1人以上を含むものとする。1町内2行事に限る。	1行事1万円
3 美しい町並み事業	環境整備事業	植栽や清掃などに係る活動整備費。	4万円
4 町内活性化支援事業 (旧「元気づくり事業」)	町内の課題解決や活動の充実又は活性化につながる事業。	活動整備費。集会施設整備に係る経費は除く。令和8年度まで1町内3事業に限る。	30万円

付記

- 1 食糧費(飲食代)、他の助成対象経費及び領収書等により確認できない経費は、すべての対象事業において補助対象外経費とする。
- 2 補助事業は、補助金完結ではなく、地域住民が活動主体の全部又は一部を担うものとする。
- 3 複数町内で連携する場合は、町内ごとに補助するのではなく、事業に対して補助する。
- 4 同一年度における1町内の補助金限度額は、設定しない。
- 5 補助対象事業費及び補助金額の千円未満の端数については、これを切り捨てる。
- 6 事業の運営等の一切は、主催者が行うものとする。
- 7 村上大祭及び七夕祭りに係る経費については、地域が一体になった祭行事を指すものとし、屋台の修繕費や経常的な運営費を除く。
- 8 補助期間は令和4年度から令和8年度までの5年間とする。